

会 議 録			
会 議 名	第 9 回市貝町自治基本条例町民検討委員会		
日 時	平成 30 年 7 月 12 日（木） 18:00～20:40		
場 所	市貝町役場 2 階大会議室		
出 席 者	委員 8/14 名 事務局 4 名		
傍聴可否	可	傍 聴 者	1 名
会議次第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 議会議員との意見交換会を受けて (2) 地域座談会の開催について(案) (3) 今後の日程について 4 その他 5 閉会		
会 議 内 容			
1 開会			
2 委員長あいさつ	<p>先日の第 8 回検討委員会では、議会議員の方々とは率直に意見交換をすることができた。本日は、これを受けて当委員会としてどのように結論を出すか、また今後のスケジュール等について協議していきたい。</p>		
3 議題	<p>(1) 議会議員との意見交換会を受けて</p>		
事務局	<p>先日第 8 回の検討委員会で議会議員から意見をもらい、中村委員長を中心として意見を述べたが、委員会の見解としてどのようにするか協議してほしい。</p> <p>素案の右側に意見を記入したものが資料 1、議員からの意見をもっと見やすく文字を大きくしたものが資料 2、多くの意見が出た第 17 条に関する部分が資料 3 となっている。</p>		
事務局	<p>有権者の 1/5 という数字が妥当なのか等について本日重点的に議論し、委員会としてどう結論を出すのか協議してほしい。</p>		
委員長	<p>資料 2 を見ながら、1 つ 1 つ協議していきたい。まず、資料 2 の No.1 について、事務局から説明を願う。</p>		
事務局	<p>資料読み上げにより説明。</p>		
委員長	<p>「サシバ」を入れる方向で委員会でこれまで議論し、また議員にも入れないとは答えなかった。入れる方向で行きたいと思う。続いて No.2 の説明を願う。</p>		
事務局	<p>資料読み上げにより説明。資料 1 では 5 ページの部分である。 次頁へ</p>		

委員長	議員の方が中身をよく見てくれたが、このままでいきたい。続いて No. 3 の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	第 1 条第 2 項の中で読み解けるのでこのままでいきたい。続いて No. 4 の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	「住民の」を加えるように訂正したいと思う。続いて No. 5 の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明。資料 1 だと 7 ページの部分である。
委員長	事務局からの説明のとおり、検討すると回答したが、委員の意見をききたい。
委員 a	町が発展するためには、外部から意見をもらう必要がある。議会が町をつくるのか。そこに町民の意思は反映されないのか。表現については検討が必要である。
委員長	議員は住民の選挙によって選ばれたものであるが、町民を無視するわけではないので「住民」に改めるか。我々は議会については疎い部分もあるので議員の方に意見を聞きたい。
委員 b	住民の選挙で選ばれているのでこのような意見が出ている。
委員長	第 2 条で「町民」の定義を記載しているが、この条文(第 7 条)だけ割り切って考えるか。
委員 a	第 1 条でも「町民」といっている。作業部会でも、町、議会、町民と順番論にまで議論してきた中で、まちづくりの主体は行政でも議会でもなく町民だろうということで、町民を最初に持ってきた経緯がある。「住民」とすると視野が狭くなってしまうと思う。もしくは、「代表者として」という表現を使わずに、「議員は、町民のために公正で・・・」という表現にするのはどうか。
委員長	貴重な意見が出た。このように訂正する。続いて No. 6 に進みたい。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	これは全体のとするとぼやけてしまうので、訂正せずに「町の」としたい。
委員 a	地方公務員法と自治基本条例の表現の整合性は問題ないか。
委員長	手作りの条例でもあるので、気にする必要はない。また、法律の場合は全ての公務員に対しての表現なので「全体の」としているが、町の条例策定にあたっては、町の職員についての表現になるので、「町の」の方がはっきりする。
委員 a	そもそも「奉仕者」という言葉自体あまり使わないのではないか。
委員長	それでは、「職員は、町民のために、自己の・・・」とするのはどうか。
委員 c	どこに目を向けているのかがわかればよいと思う。
委員長	そのように訂正する。続いて No. 7 について説明願う。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	「要求要望を広く満たすため」だけに策定するものではない。この表現を使わなくても要求要望は受け止めていくものであるし、時には町民に我慢してもらわなくてはいけないこともある。ここは訂正しない方向でいきたい。続いて No. 8 の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明

委員 a	資料1の8ページ右側のコメント32に、地域同士では弱体化しているため、とあるが、「弱体化」とは誰が決めるのか。例えば災害が起きた時は皆で協力して生活している中で、「弱体化」といれるのはどうなのか。
委員長	条文には弱体化という表現は入らないが、何をもって弱体化というのかはたしかにそのとおりである。
委員 b	条文には「連携・協力し・・・」という表現があるが、連携と協力は内容が重複しているので、「協力」を削除し、「・・・連携し、体制を整備します。」という表現に訂正したほうがよいのではないか。
委員長	そのように訂正する。続いてNo.9に進みたい。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	事務局からの説明のとおり、そのままいく。続いてNo.10の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	事務局からの説明のとおり訂正する。続いてNo.11の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	ここは、訂正せず原案のとおりとしたいということで第8回の委員会でもすんなりと進んだように記憶しており、そのままいきたいと思う。次のNo.12～14については、第17条の住民投票の部分であり、重要な内容であるため先にNo.15の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	事務局からの説明のとおり、そのままいきたい。続いてNo.16の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	第19条第2項、「(4)歴史・文化の伝承」を、「(5)歴史・文化の伝承」と訂正し、「(4)スポーツ・芸術の推進」を新たに加え、「町民、議会、町は、スポーツ・芸術を通じて、心身ともに健全なまちづくりを推進します。」とするのはどうか。
委員一同	同意
委員長	それではそのように訂正したい。続いてNo.17に進む。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	期限を設けると前に進んでいくような気がするが、事務局としては期限は明記せず、推進会議を別途組織して前向きな議論をしていきたいと考えている。大事なのはこれをもっていかにまちづくりを推進していくかであるが、どうか。
委員長	下野市を例に、「5年を超えない範囲で」という表現にするのはどうか。
委員 b	たしかに検証をするためには年数を入れた方がよいと思う。
委員 a	仮に年数を入れるとすると、行政の施策としては短期的には2～4年、中長期的には3年から5年が一般的だと思う。
委員 c	町の担当者は人事異動等もあるので、年数を明記しないと担当者によっては検証や見直しをしないということにもつながるのではないか。
委員長	事務局はどう考えているのか。

事務局	事務局としては、年 2 回程度推進会議を開催し、検証していきたいと考えている。
委員 d	それは何年に 1 度を想定しているのか。
事務局	毎年 2 回の開催を想定している。
委員長	毎年 2 回推進会議を開催するのであれば、条文に年数は入れない方向でいきたいと思う。ただし、検証を行う旨の表現は入れたいので、益子町の表現を引用し、「町は、この条例が市貝町にふさわしいものであるかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行います。」と訂正したい。続いて No. 18 の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	自治基本条例と他法令との整合性はとらなくてよいので、このままとする。続いて No. 19 の説明を願う。
事務局	資料読み上げにより説明。
委員長	これは、町民主体のまちづくりのためにも必要なものである。続いて、先ほど説明を飛ばした No. 12～14 の部分については、資料 3 にまとまっているので、その説明を願う。
事務局	資料 3 及び参考資料を読み上げて説明。
委員長	第 17 条の住民投票については、「有権者の 1/5」という数字の妥当性について、また、議会としては、「議会の総意をもって」という表現を加えて、議会を通してから住民投票にもっていきたいと考えているところに議会と我々の意見の乖離がある。決して議회를軽視しているわけではないのだが、我々委員会としては議論を尽くした結果このような表現にした経緯もあり、このままでいいのではないか。また、住民投票にあたっては、議会を通して投票に関する条例を策定することになり、執行部が勝手につくることはあり得ない。
委員 a	1/5 という数字については、作業部会で決めた経緯があるが、町議会議員の投票数が 6,000 票程度で、市貝町に有権者が約 1 万人いる中で、その他の選挙を見ても 6 割から 4 割程度の投票率である。そのような状況の中で 1/5 にあたる 2,000 の署名を集めることはハードルが高いと思う。また、「議会の総意」という言葉を入れると、町民のための条例ではなく、議会のための条例になってしまう。
委員 b	企業的な視点で見ると、1/5 の根拠がしっかりしていればよいと思う。
委員 c	この根拠は必ず聞かれる部分であり、説明できなくてはいけないと思う。
委員長	1/5 の根拠についてはどのような議論の上に出てきたものなのかを整理する必要がある。
委員長	議会の総意については、議회를軽視しているわけではないが、入れるのは難しい。「議会への報告を経て」とするのはどうか。
委員 b	それならよいかもしれない。委員 e はどうか。
委員 e	・・・(沈黙)
委員長	それでは、第 17 条第 1 項は、「・・・住民の意思を確認するため、議会への報告を経て、住民投票を・・・」に訂正したい。

(2) 地域座談会の開催について (案)

(3) 今後の日程について

事務局	次第に記載のとおり、事務局案として、地区座談会を、北中南の3か所で、また平日の夜に2回、土曜日の日中に1回の開催を予定している。具体的な日程や委員の割り当て等は別途調整したい。また、(3)のとおり、今後の日程について考えたところだが、このままでは議会との意見が平行線に終わってしまう可能性があるため、もう1度議会にこの結果を報告した方がよいのではないかと考えているため、ここに記載した日程は多少ずれこむ可能性がある。
委員長	具体的には別途調整するとのことなので、議題については以上で終了としたい。本日は検討委員会としての意見を出すことができてよかった。

4 その他

委員bより

- ・今日の内容はもう1度議会に返すのか。

事務局回答

- 議会にもう1度返す必要があると考えている。

5 閉会

会議の様子

